

神奈川県林地開発許可事務取扱要領（変更案）

（用語の定義）

第 2 本要領における用語の定義は、次のとおりとする。

（8）大規模案件

大規模案件は、開発行為に係る森林の面積が10ha以上で、次に掲げるものをいう。

- ア 開発行為の許可（「開発行為の許可の変更については、「新たに開発行為に係る森林の面積が10ha以上の開発行為」及び「許可された大規模案件の開発行為に係る森林の面積に加え、新たに開発行為に係る森林の面積が10ha以上の開発行為」）
- イ 開発行為の目的の変更
- ウ 監督処分

（申請書等の進達）

第 9 所長は、大規模案件に係る申請書等については、審査の結果、適正であると認めるときは、申請書に次に掲げる書類を添えて部長に進達するものとする。

- (1) 第7第2項第2号から第13号に掲げる書類
- (2) 林地開発許可（連絡調整）審査調書（第4号様式）
- (3) 事業計画の内容審査表（第5号様式）
- (4) 林地開発変更許可（連絡調整変更）審査調書（第6号様式）（変更の場合のみ）
- (5) 第6に規定する河川管理者との協議結果の写し
- (6) 第7又は第26の規定に基づく関係市町村長の意見書の写し
- (7) 指導経過表（第3号様式）の写し
- (8) その他必要と認める書類

（森林審議会への諮問及び報告）

第26 部長は、第9により進達された申請書等を許可しようとするときは、神奈川県森林審議会の意見を聴くものとする。

- 2 部長は、複数事務所案件でかつ大規模案件に該当する申請書等を許可しようとするときは、神奈川県森林審議会の意見を聴くものとする。
- 3 部長は、前項の規定により意見を聴いたものを除く申請書等を許可したとき及び第10第6項の規定により所長から許可した旨の報告を受けたときは、平成12年3月30日付け神奈川県森林審議会答申に基づき、神奈川県森林審議会に報告するものとする。
- 4 部長は、大規模案件の定義について、状況に応じた見直しを行う必要があると認められる場合は、神奈川県森林審議会へ諮問したうえで、見直しを行う。